

事務局通信

令和6年12月号

会員拡大を図りましょう！ 会員皆さんで入会勧誘に取り組みましょう！

センターでは、会員の拡大を最重点課題として「新入会員の拡大」に取り組んでいます。1人1会員入会運動にご協力ください。会員の皆さんにおかれましては、知合いの方へのお誘いをお願いします。

各地区でボランティア活動が実施されました！

- 浜玉地区 日時：10月17日（木）8:00～11:00
内容：ひれふりランド敷地内の除草、草刈り及び剪定作業
参加者：29人
- 七山地区 日時：10月18日（金）8:30～10:00
内容：七山公民館敷地内の除草及び草刈り作業
参加者：27人
- 唐津地区 日時：11月5日（火）7:15～7:45
内容：曳山巡行道路のごみ収集。
参加者：61人



虹の松原再生・保全ボランティア活動に参加しよう！

虹の松原をよりよい環境で後世に引き継ぐため、松原内の草刈、松葉かきを行います。会員皆様の多数の参加をお願いします。

日時 令和7年1月31日（金）9時00分～10時00分（約1時間程度）

場所 虹の松原内（浜崎森林浴の森公園駐車場周辺）

対象地区 全地域の会員を対象

申込 12月13日～1月24日の間に、本所・各支所で受付けます。

接遇マナー講習会を開催しました！

センターでは、お客様に笑顔で支持される「接遇」についてみんなで一緒に考えていただき、お客様の期待に応えられる準備を実践していただくことを目的に研修を実施しました。

日時 10月28日（月）13時30分～15時15分

場所 高齢者ふれあい会館「りふれ」研修室3

参加者 14名



4人1組のグループ研修でしたので、各事例を自分に置き換えて考え、参加者同士で意見を交し合う等、大変充実した研修でした。参加された皆様、大変お疲れさまでした。

シルバー人材センターの契約形態が変わります

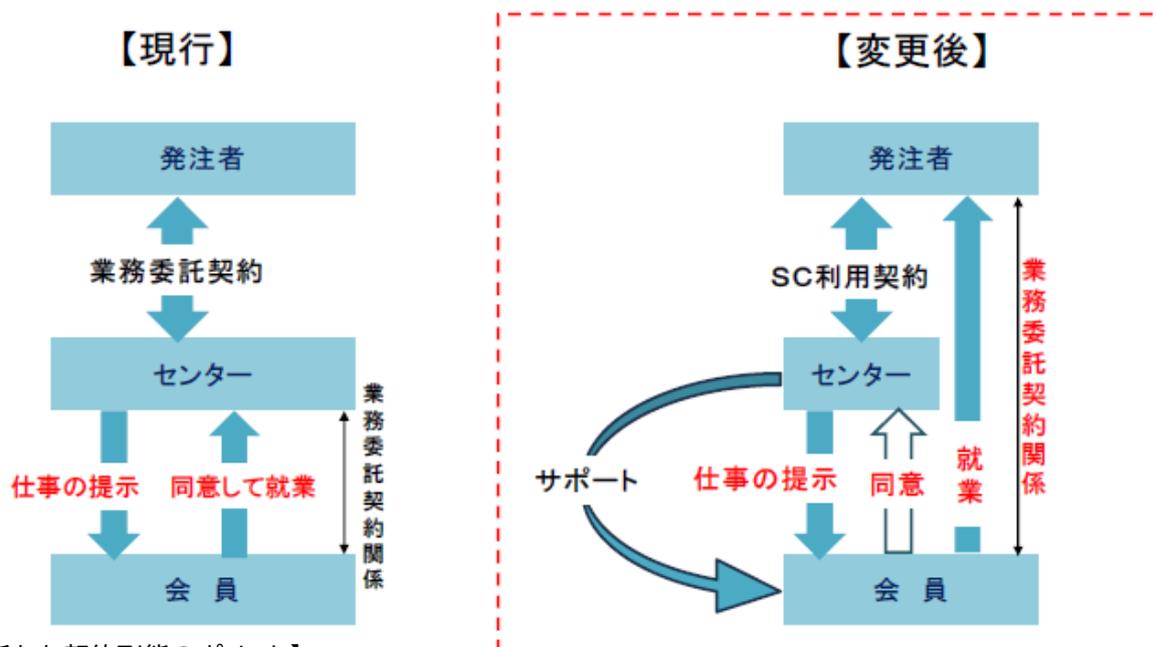
略称フリーランス新法が令和6年11月1日に施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直しが必要となりました。本センターでは、令和7年4月から現行の「センターから仕事を請負う」という形から、「センターの斡旋により発注者から仕事を請負う」という契約形態に変更になります。

見直し後も変わらないこと

- ・今までどおり、センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に依頼します。
- ・発注者から会員に直接連絡がいくことはありません。
- ・配分金についても、発注者への請求はセンターが行い、会員にはセンターからお支払いします。

見直し後に変わる点

- ・発注者、センター、会員の三者間での契約となります。これは、会員がセンターから送られる「会員業務仕様書」に同意(署名不要)することで成立します。
- ・「会員業務仕様書」を各会員に郵送でお送りすることによる事務量の増大に対応するため、シルバー人材センター専用アプリSmile to Smile(会員専用サイト)が開発されました。これは、スマートフォンまたはパソコンから会員専用サイトへ会員がアクセスして使用します。
- ・会員の皆様はこのSmile to Smileの使い方をさせていただくため専門の職員を配置しております。



【新たな契約形態のポイント】

- ・センターは仕事そのものを受託するのではなく、「仕事と会員のマッチング」及び「発注者と会員の契約行為が円滑に履行されるようサポートすること」など総合調整的な役割を担うこと。
- ・センターは業務内容や就業条件等に適合する会員を選定するとともに、当該会員に対して具体的な就業条件を「会員業務仕様書」として提示し、会員が当該仕様書の内容に同意(署名不要)することで、発注者と会員との間で契約が成立。
- ・各契約上で共通的な事項については「規約」(SC利用規約及び会員業務就業規約)としてまとめて約款の扱いとしHPに掲載し公開。発注者は両規約に同意していることを前提にセンターと契約を締結